

平成24年9月25日

由布市条例第25号

由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例をここに公布する。

由布市長

由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例

由布市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成17年条例第125号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対して医療費を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

（2） ひとり親家庭の親 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、現に児童を監護している者

イ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と死別した男子で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの及びこれに準ずる者として母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第25条各号に規定するものであって、現に児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者

ウ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施

行令」という。)別表第二に定める程度の障害の状態にある女子であって、
現に児童を監護している者

エ 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある
者を含む。)が施行令別表第二に定める程度の障害の状態にある男子であっ
て、現に児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者

オ 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成1
3年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(父母の申立てにより
発せられたものに限る。)を受けたもの(以下「DV」という。)であって、
現に児童を監護している者

(3) ひとり親家庭の児童 ひとり親家庭の親の監護を受けている児童をいう。

(4) 父母のない児童 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 父母と死別した児童

イ 父母の生死が明らかでない児童

ウ 父母から遺棄されている児童

エ 父母が海外にあるため、その扶養を受けることができない児童

オ 父母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているた
め、その扶養を受けることができない児童

カ 父母が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受ける
ことができない児童

(5) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)

イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)

ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(6) 保険給付 医療保険各法の規定による療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、移送費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給をいう。

(7) 一部負担金 医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

(8) 保険医療機関等 医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、保険薬局、指定訪問看護事業者、施術所及び保険者が特に認めたものをいう。

(助成対象者)

第3条 ひとり親家庭等医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であつて、市内に住所を有するひとり親家庭の親、ひとり親家庭の児童及び父母のない児童とする。

2 前項の規定にかかわらず、ひとり親家庭の児童又は父母のない児童が、就学等の理由により市内に住所を有しないときも助成対象者とする。また、本市に住むひとり親家庭の親及び児童が、DV及びストーカー被害等の理由により本市の住民基本台帳に記載がないときも助成対象者とする。

(助成対象者の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としな

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) ひとり親家庭の親の前年の所得（1月から10月までの間に申請する場合には、前々年の所得とする。以下同じ。）が、施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該ひとり親家庭の親及び当該ひとり親家庭の児童

(3) ひとり親家庭の親の配偶者の前年の所得又はひとり親家庭の親の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の親と生計を同じくするもの前年の所得が施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるときの当該ひとり親家庭の親及び当該ひとり親家庭の児童

(4) 父母のない児童（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童及び施行令第2条の3各号に規定する児童を除く。）を養育する者（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下同じ。）の前年の所得が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童

(5) 父母のない児童（前号に規定する児童に限る。）を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第4項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童

(6) 父母のない児童を養育する者の配偶者の前年の所得又はその養育する者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育する者と生計を同じくするものの前年の所得が施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童

2 前項第2号から第6号までに規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。

(受給資格)

第5条 この条例による助成を受けようとする者は、規則に定めるところにより市長に受給資格の登録を申請し、ひとり親家庭等受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）の交付を受けなければならない。

2 助成対象者が、保険医療機関等（歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ行う保険医療機関等は、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ別個の保険医療機関等とみなす。以下同じ。）において医療を受ける場合は、当該保険医療機関等に受給資格者証を提示しなければならない。

3 助成対象者は、有効期間の終了及び転出等の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに市長に受給資格者証を返納しなければならない。

(助成)

第6条 市長は、助成対象者が保険医療機関等で保険給付を受けたときは、その一

部負担金に相当する額から国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る給付相当額及び付加給付等（健康保険法第53条の規定に基づき保険者が定める規約による付加給付その他これに類する給付をいう。）の額の合計額を控除した額について助成する。

（一部自己負担金）

第7条 助成対象者は、保険医療機関等において保険給付を受けたときは、保険医療機関等ごとに1日につき500円（一部負担金に相当する額から国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る給付相当額を控除した額が500円に満たないときは、その額）を、一部自己負担金として支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、一部自己負担金の支払を要しない。

（1） ひとり親家庭の児童及び父母のない児童が保険医療機関等において保険給付を受けた場合

（2） 保険医療機関等（保険薬局を除く。）において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方せんにより保険薬局から薬剤の支給を受ける場合

（3） 一の月内に同一の保険医療機関等において受けた保険給付が診療報酬請求書ごとに、次に掲げる日数又は回数を超える場合（当該日数又は回数を超える保険給付に係るものに限る。）

ア 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けた場合 14日

イ アに掲げる医療以外の保険給付を受けた場合 4回

（助成の方法）

第8条 市長は、第6条の規定による助成（第7条の規定により支払うべき一部自己負担金の額を控除した額とする。）を行う場合は、保険医療機関等の請求に基づき、助成対象者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関等に支払うことによつて行うものとする。

2 前項の規定による支払がなされたときは、助成対象者に対し助成を行ったもの

とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、助成対象者が保険医療機関等に助成対象となるべき一部負担金を支払ったとき又は第7条の規定による一部自己負担金を支払ったときは、市長は、当該助成対象者の申請に基づき当該助成対象者に対しその支払った助成対象となるべき一部負担金又は一部自己負担金の額を支給する。

4 前項の申請は、当該保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成の制限)

第9条 第6条の規定にかかわらず、保険給付について、その原因が第三者行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その限りにおいて助成を行わない。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な行為により第6条の規定による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(届出の義務)

第11条 助成対象者は、第5条第1項の規定による受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成24年12月1日以後に受けた保険給付に係る助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る助成は、なお従前の例

による。

- 3 新条例の施行日前に由布市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成17年条例第125号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

○由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則

平成24年11月19日

規則第30号

改正 平成26年12月1日規則第27号

平成27年1月23日規則第1号

由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則（平成17年規則第79号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成24年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（受給資格の登録）

第2条 条例第5条第1項の規定によりひとり親家庭等医療費の受給資格の登録を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費受給資格登録（更新）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 医療保険各法による被保険者証又は組合員証
- （2） その他市長が必要と認める書類

（受給資格者証の交付等）

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、受給資格があると認めるときはひとり親家庭等受給資格者証（様式第2号。以下「受給資格者証」という。）を交付し、受給資格がないと認めるときはひとり親家庭等医療費受給資格登録（更新）申請却下通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

（受給資格者証の有効期間）

第4条 条例第6条の規定による助成を受けることができる期間（以下「有効期間」という。）は、第2条の規定による申請を市長が受理した日の属する月の翌月の初日（ただし、県内市町村の助成対象者が転入し第2条の規定による申請を転入

日から14日以内に提出した場合は、転入日の属する月の翌月の初日)からその日以後最初に到来する11月30日までとする。ただし、有効期間の満了前において助成対象者の要件を欠くに至った者については、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までとする。

(1) 生活保護(医療扶助)を受給するに至った者 当該助成対象者の要件を欠くに至った日の前日

(2) 前号に掲げる事由以外の事由により助成対象者の要件を欠くに至った者 当該助成対象者の要件を欠くに至った日の属する月の末日

2 前年の所得証明を添えて、第2条の規定による登録申請を8月から10月までの間に行った者の受給資格者証の有効期間は、前項の規定にかかわらず、申請を市長が受理した年の12月1日から翌年11月30日までとする。

3 第1項の規定に関わらず、市長が特に必要と認めた場合に限り、受給資格者証の有効期間の始期を変更することができるものとする。

(受給資格者証の更新)

第5条 助成対象者が、前条本文に規定する有効期間の満了後も引き続き助成を受けようとするときは、市長が別に定めるところにより、有効期間の更新の申請をしなければならない。

(再交付申請)

第6条 助成対象者は、受給資格者証を紛失し、又は破損し、若しくは汚損したときは、ひとり親家庭等医療費受給資格者証再交付申請書(様式第4号)を市長に提出して、受給資格者証の再交付を受けなければならない。

2 前項の場合において、助成対象者が受給資格者証を破損し、又は汚損したことを原因とするときは、当該破損し、又は汚損した受給資格者証を市長に返還しなければならない。

3 助成対象者は、受給資格者証の再交付を受けた後において、紛失した受給資格者証を発見したときは、遅滞なく、これを市長に返還しなければならない。

(助成の申請)

第7条 条例第8条第3項の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費助成金支給申請書（様式第5号。以下「助成金支給申請書」という。）に受給資格者証を添えて行わなければならない。

2 前項の場合において、助成対象者は、保険医療機関等により助成金支給申請書の診療（調剤）報酬証明欄への記載を受けなければならない。ただし、保険医療機関等が発行する領収書を添付することにより、当該記載に代えることができる。

（助成金の交付）

第8条 市長は、助成金支給申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、申請のあった日から起算して2箇月以内に助成金を助成対象者に交付するものとする。

（届出の義務）

第9条 条例第11条第1項の規定に基づく変更の届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格変更届（様式第6号）により行わなければならない。

2 第2条の規定は、前項の申請について準用する。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の条例に基づき受給資格を得た者は、その有効期限までは、この規則に基づく受給資格を得たものとみなす。ただし、途中で受給資格を失った者はこの限りではない。

附 則（平成26年12月1日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年1月23日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格登録(更新)申請書

年 月 日

由布市長 様

申請者

住 所

氏 名

㊦

下記のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格の登録(更新)を申請します。また、資格審査に要する所得等の調査に同意します。

①助成対象者

氏 名	続柄	生年月日	性別	住 所
	本人			

※助成対象児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者です。

②加入医療保険

被保険者氏名		保険証記号番号	
保 険 種 別		名 称 所 在 地	
交 付 年 月 日		付 加 給 付 の 状 況	有 無

③受給理由

ア 死 亡	イ 離 婚	ウ 遺 棄	エ 生死不明	オ 障害又は傷病
カ 拘 禁	キ 未婚の母	ク その他 ()		

《添付書類》

- 健康保険証の写し(申請者・子ども)
- 助成金支給口座の写し(新規認定時のみ)

様式第2号の1 (第3条関係)

(表)

医療機関に提示してください
この証を健康保険証と一緒に

ひとり親家庭等医療費受給資格者証		
受給資格者番号	
受給者	住所	
	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日
一部自己負担金限度額	通院	500円/日 (最大月 4回まで)
	入院	500円/日 (最大月14日まで)
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
交付年月日	年 月 日	
発行機関名及び印	由布市長 印	
公費負担者番号	

(裏)

注意事項

- 1 この証は、県内の医療機関においてひとり親家庭等医療費の支給を受けることができる証ですから受診の都度、必ず医療機関に提示してください。
- 2 この証の表面に記載された金額及び回数（日数分）を限度とする一部自己負担金を医療機関ごとに（医科と歯科はそれぞれ）支払ってください。
なお、保険薬局で薬剤の支給を受けた場合は、一部自己負担金を支払う必要はありません。
- 3 県外の医療機関やこの制度による診療を行わない県内の医療機関で受診する場合は、保険の一部負担金を一旦支払い、受診した月の翌月の初日から1年以内に本市の担当窓口（医療機関の診療（調剤）報酬証明書又は領収書を添えて償還の手続きをしてください）
- 4 自立支援医療（更生医療）、特定疾患治療研究事業等が適用される場合はそれらの公費負担医療が優先適用されます。
- 5 この証が破れたり、汚したり又は紛失したときは、再交付を受けてください。
- 6 次のような変更があった場合は速やかに届出をしてください。
 - (1) 本市外へ転出するとき
 - (2) 加入している健康保険が変わったとき
 - (3) 生活保護を受けるようになったとき
 - (4) 住所・氏名が変わったとき
 - (5) その他資格事項に変更が生じたとき必要なもの
受給資格者証・健康保険証（最新のもの）
- 7 有効期間が過ぎた場合は返還してください。
- 8 お問い合わせ先
由布市役所（湯布院庁舎） 子育て支援課 0977—84—3111
〒879—5192 由布市湯布院町川上3738番地1
（挾間庁舎） 地域振興課 097—583—1111
（庄内庁舎） 地域振興課 097—582—1111

様式第2号の2（第3条関係）

（表）

医療機関に提示してください
この証を健康保険証と一緒に

ひとり親家庭等医療費受給資格者証		
受給資格者番号	
受給者	住所	
	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日
一部自己負担金限度額	通院	0円
	入院	0円
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
交付年月日	年 月 日	
発行機関名及び印	由布市長 印	
公費負担者番号	

(裏)

注意事項

- 1 この証は、県内の医療機関においてひとり親家庭等医療費の支給を受けることができる証ですから受診の都度、必ず医療機関に提示してください。
- 2 県外の医療機関やこの制度による診療を行わない県内の医療機関で受診する場合は、保険の一部負担金を一旦支払い、受診した月の翌月の初日から1年以内に本市の担当窓口で医療機関の診療(調剤)報酬証明書又は領収書を添えて償還の手続きをしてください。
- 3 自立支援医療(育成医療)、特定疾患治療研究事業等が適用される場合はそれらの公費負担医療が優先適用されます。
- 4 この証が破れたり、汚したり又は紛失したときは、再交付を受けてください。
- 5 次のような変更があった場合は速やかに届出をしてください。
 - (1) 本市外へ転出するとき
 - (2) 加入している健康保険が変わったとき
 - (3) 生活保護を受けるようになったとき
 - (4) 住所・氏名が変わったとき
 - (5) その他資格事項に変更が生じたとき必要なもの
受給資格者証・健康保険証(最新のもの)
- 6 有効期間が過ぎた場合は返還してください。
- 7 学校等でのケガなどにより日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受ける場合、市は市教育委員会へ、ひとり親家庭等医療費の助成内容について回答することがありますので、ご了承ください。
- 8 本市の子ども医療費助成事業の対象者について、この証は、本市の子ども医療受給資格者証を兼ねます。
- 9 お問い合わせ先
由布市役所(湯布院庁舎) 子育て支援課 0977-84-3111
〒879-5192 由布市湯布院町川上3738番地1
(挾間庁舎) 地域振興課 097-583-1111
(庄内庁舎) 地域振興課 097-582-1111

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

由布市長 印

ひとり親家庭等医療費受給資格登録（更新）申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあったひとり親家庭等医療費受給資格登録（更新）申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

（理由）

（不服申立てに係る教示）

様式第4号（第6条関係）

ひとり親家庭等医療費受給資格者証再交付申請書

年 月 日

由布市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電 話

下記のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格者証の再交付を申請します。

記

受給資格者番号	
氏 名	
再交付を受ける理由	1 紛失 2 破損又は汚損 3 その他

様式第5号(第7条関係)

ひとり親家庭等医療費助成金支給申請書

年 月 日

由布市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

次のとおり、ひとり親家庭等医療費助成金を申請（請求）します。

申請者記載欄	受給資格者 番 号		加 入 保 険	
	受 診 者 氏 名		被保険者氏名	
			保 険 証 記 号 番 号	
	生年月日		保険者の名称	

診療(調剤)報酬証明				
診療月	年 月分	患者氏名		
区 分		診 療 報 酬 総 額	診療報酬一部負担金受領額	
外 来		点又は円		円
歯 科		点又は円		円
入 院		点又は円		円
入院日数	日	一 部 自 己 負 担 額		円
医療 機 関 等 記 載 欄	上記のとおり一部負担金を受領しました。 年 月 日 医療機関 所在地 名 称 氏 名 印			
	調 剤 報 酬 総 額		調剤報酬一部負担金受領額	
	円		円	
	上記のとおり一部負担金を受領しました。 年 月 日 調剤薬局 所在地 名 称 氏 名 印			

市 記 載 欄	給 付 決 定 額		
	一 部 負 担 額	付 加 給 付 額	給 付 額
	円	円	円

様式第6号（第9条関係）

ひとり親家庭等医療費受給資格変更届

年 月 日

由布市長 様

届出人 住所
氏名 印
電話

次のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格に変更がありましたので届け出ます。

受給資格者番号	
氏名	
変更事項	変 更 前
1 氏 名	
2 住 所	
3 加入医療保険	
(1) 被保険者等の氏名	変 更 後
(2) 保険者の名称	
(3) 記号番号	
4 受給資格の該当要件	
5 受給資格者のうち一部の 者に係る資格喪失	
6 振込先口座	
7 その他 ()	
変更年月日	年 月 日

様式第1号（第2条関係）

様式第2号の1（第3条関係）

様式第2号の2（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第9条関係）